

令和8年5月18日

廿日市市監査委員 河野 行信

廿日市市監査委員 枇杷木 正伸

### 監査の結果に対する措置事項の公表

地方自治法第199条第14項の規定により、廿日市市選挙管理委員会委員長から定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

- 1 監査結果公表年月日  
令和8年4月24日
- 2 監査結果に対する措置事項の通知年月日  
令和8年5月12日
- 3 監査の結果（指摘事項等）及び措置の内容  
別紙のとおり

## 令和7年度定期監査の結果に基づく措置状況の報告について

令和8年5月12日

## 1 選挙管理委員会事務局

【改善を求める事項】 備品の適正な管理について	
監査の結果	措置内容
<p>本庁倉庫に保管されている備品について監査を実施したところ、倉庫内への立入りが困難なほど整理が不十分であったため、現状確認に支障をきたした。</p> <p>備品は市の財産である。廿日市市物品管理規則では、物品は良好な状態で保管し、毎年度1回以上その保管状況の調査を行い、備品には備品整理票（備品シール）を標示しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら現状は、新規購入備品へ備品整理票の標示は徹底されておらず、また、倉庫内は帳簿と現物の定期的な照合さえも実施困難な状態であった。</p> <p>については、保管場所を整理・整頓し、購入後の速やかな備品整理票の貼付、定期的な点検及び照合を実施し、備品の適正な管理を図りたい。</p>	<p>令和8年3月31日に、倉庫内に保管していた一部の投票済み投票用紙を廃棄しました。</p> <p>また、令和8年4月3日に、貼付けがされていなかった備品に備品シールの貼付け作業を実施し、倉庫内の整理・整頓を行いました。</p> <p>今後は、新規購入備品への備品シールの貼付けの徹底、定期的な備品の点検等を行い、適正な管理に努めます。</p>